

構成市町の分別区分及び収集頻度

①小山市（表1）

《大きな特徴》

- ・燃やすごみに生ごみが含まれています。
- ・剪定枝の収集が月1回で、長さが50cm以下となっています。
- ・粗大ごみの基準が一辺50cm以上となっています。

表1 小山市の分別区分及び収集頻度

名称	内容	収集頻度
燃やすごみ	生ごみ(水切りしたもの)・紙ごみ・革製品・ゴム製品・プラ容器以外のプラスチック製品、落ち葉・枯れ葉 等	週2回
剪定枝	木の幹(長さ50cmまで、太さ10cmまで) 木の束(長さ50cmまで、直径30cmまで) 枝葉(長さ50cmまで)	月1回
プラスチック製容器包装	プラマークのあるプラスチック類(軟質・硬質問わず)	週1回
燃えないごみ	陶磁器、ガラス製品、缶詰の缶、ミルク缶、やかん 等	月2回
有害ごみ	①電池類(乾電池・ボタン電池等)②蛍光灯③スプレー缶④ライター⑤小型家電(50cm未満のもの)	月1回
不燃系資源(びん・缶・ペットボトル)	飲料用のびん・缶 飲料用・調味料用のペットボトル	月2回
可燃系資源(紙・布類)	新聞、段ボール、雑誌、牛乳パックや包装紙等雑紙、古着、布類	月1回
粗大ごみ	1辺が50cm以上の大型ごみ(家具類・寝具類)	戸別収集 又は直接搬入
紙パック	牛乳パック・内側が白色の飲料用紙パック	拠点回収
廃食用油	植物油(サラダ油、菜種油、ごま油等)	拠点回収
使用済小型家電	パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機 等	拠点回収

[出典]：小山市令和3年度家庭ごみ収集カレンダー、家庭系ごみの分け方・出し方

②下野市

(1) 国分寺地区、南河内地区

《大きな特徴》

- ・燃やすごみに生ごみが含まれています。
- ・剪定枝の収集は月2回であり、長さが1mまでとなっています。
- ・プラスチック製容器包装の収集が週2回となっています
- ・粗大ごみは基準の長さの表記がなく、品目で分けています。

表2 下野市（旧国分寺地区、旧南河内地区）のごみ分別区分及び収集頻度

名称	内容	収集頻度
燃やせるごみ (焼却ごみ)	台所ごみ・紙ごみ・草花・紙おむつ・革製品・繊維製品・木製品・くつ・プラスチック製品(商品)等	週2回
剪定枝(小枝)	枝の太さ10cm位まで (1mに切り束ねる)	月2回
プラスチック製容器包装	プラマークのあるプラスチック類	週2回
不燃ごみ (燃えないごみ)	陶磁器、ガラス製品、飲料用以外のびん・缶、カミソリ、なべ・やかん、鏡、ライター等	月2回
衣類・古布	衣類・古布類	月1回
新聞紙	新聞・折り込み広告	月2回
段ボール	段ボール	月2回
雑誌・雑紙・紙パック	雑誌(雑誌・書籍等) 雑紙(紙袋・包装紙・空き箱等) 紙パック(内側が白色のもの)	月2回
ペットボトル	ペットボトル キャップとラベルはプラ容器包装	月2回
びん・缶	飲料用のびん・缶	月2回
乾電池	マンガン電池・水銀電池・アルカリ電池・ニッカド電池・リチウム電池	月1回
有害ごみ	蛍光灯、水銀使用製品(温度計等)、スプレー缶等	月1回
粗大ごみ	自転車、じゅうたん、電子レンジ、電気こたつ、ふとん等 (リサイクル対象品目除く)	ステーション (指定日)
小型家電	携帯電話、電話機、ゲーム機等	月1回 拠点回収

[出典] 令和3年度 下野市(南河内・国分寺地区)家庭ごみの正しい分け方・出し方

令和3年度 下野市(南河内・国分寺地区)行政カレンダー

(2) 石橋地区

《大きな特徴》

- ・燃やすごみに生ごみが含まれています。
- ・剪定枝の収集は月2回であり、長さが1mまでとなっています。
- ・プラスチック製容器包装の収集が週2回となっています
- ・粗大ごみは基準の長さの表記がなく、品目で分けています。

表3 下野市（旧石橋地区）のごみ分別区分及び収集頻度

名称		内容	収集頻度
燃えるごみ (焼却ごみ)		台所ごみ・紙ごみ・草花・紙おむつ・革製品・繊維製品・木製品・くつ・プラスチック製品(商品)等	週2回
剪定枝(小枝)		枝の太さ10cm位まで (1mに切り束ねる)	月2回
プラスチック製容器包装		プラマークのあるプラスチック類	週2回
不燃ごみ (燃えないごみ)		陶磁器、ガラス製品、飲料用以外のびん・缶。カミソリ、なべ・やかん、鏡、ライター 等	月2回
資源物	衣類・古布	衣類・古布類	月2回
	新聞紙・チラシ	新聞・折り込み広告	
	段ボール	段ボール	
	雑誌・雑紙	雑誌(雑誌・書籍等) 雑紙(紙袋・包装紙・空き箱等)	
	紙パック	紙パック(内側が白色のもの)	
	ペットボトル	ペットボトル キャップとラベルはプラ容器包装	
びん・缶		びん類(ジュース・ドリンク剤・酒類等飲料用のびん) 缶類(ジュース・酒類の飲料用の缶)	月2回
有害ごみ	乾電池	乾電池、充電式電池、モバイルバッテリー	月1回
	水銀使用製品	体温計・血圧計 等	
	蛍光管		
	スプレー缶		
粗大ごみ		自転車、家電製品(リサイクル対象品目は除く)、家具類等	ステーション (指定日)
小型家電		携帯電話、電話機、ゲーム機 等	月1回 拠点回収

[出典] 令和3年度 下野市（石橋地区）家庭ごみの正しい分け方・出し方

(3) 野木町

《大きな特徴》

- ・構成市町で唯一生ごみを分別収集しています。
- ・有害ごみの一部を不燃ごみとして同じ日に収集しています。
- ・剪定枝の長さが 60 cm以下となっています。
- ・粗大ごみの基準が一辺 60 cm以上となっています。

表 4 野木町のごみ分別区分及び収集頻度

名称	内容	収集頻度	
可燃ごみ	紙くず、落ち葉、草、プラスチック製品(商品)、紙おむつ、下着、靴下、革製品 等	週2回	
生ごみ (指定の紙袋)	野菜、果物、肉、残飯 等	週2回	
剪定枝	剪定枝、木の枝、植木の枝葉、枯れ枝 枝の太さ 10cm、長さ 60cm 以下	月2回	
プラ容器	プラマークのあるプラスチック類	週1回	
不燃ごみ	陶磁器、ガラス製品、電気製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン以外)、化粧品用・食品用のびん・缶、蛍光管、スプレー缶 等 (ただし一辺が 60cm 超えるものは粗大ごみ)	月2回	
資源物	古布	衣類・古布類	月2回
	古紙	新聞・折り込み広告、雑誌、書籍、段ボール、牛乳パック	
	びん・缶	飲料用	
	ペットボトル	飲料用、調味料用	
粗大ごみ	一辺が 60cm を超える家具 等	戸別収集	
使用済乾電池	使用済乾電池	拠点回収	
使用済小型家電	携帯電話、デジタルカメラ 等	拠点回収	
廃食用油	植物油(サラダ油、菜種油、ごま油等)	町役場	

[出典] 令和3年度 野木町家庭ごみ収集計画表

まとめ

1. 燃やすごみ

野木町は「生ごみ」を区分として設け、燃やすごみと分けて収集している。一方、小山市と下野市は、生ごみを「燃やすごみ」に含めて収集している。

2. 燃えないごみ

野木町には「有害ごみ」の分別区分がなく、燃えないごみの日に袋を分けて排出する形をとっている。

3. 剪定枝

小山市は月1回の収集で、長さを50 cm以下としている。下野市は月2回の収集で、長さを1m以下としている。野木町は月2回の収集で、長さを60 cm以下としている。

4. 資源物

小山市は「可燃系資源物」として月1回、「不燃系資源物」として月2回収集している。下野市の国分寺地区・南河内地区では「びん・缶」「新聞紙」などのように品目ごとに収集日が設定されている。下野市の石橋地区では「びん・缶」のみ収集日が別に設定されている。野木町は「資源物」として全て同じ日に収集している。

5. 粗大ごみ

小山市は基準を一辺が50 cm以上、野木町は基準を一辺が60 cm以上と明確に記載されている。一方、下野市は品目で指定され、一辺の長さでは明確に記載されていない。

表5 構成市町の分別区分及び収集頻度の違い（太字は収集頻度）

		小山市	下野市		野木町
			国分寺地区 南河内地区	石橋地区	
燃やすごみ	(生ごみ含む) 週2回	(生ごみ含む) 週2回	(生ごみ含む) 週2回	(生ごみ含む) 週2回	週2回
生ごみ	—	—	—	—	週2回
燃えないごみ	月2回	月2回	月2回	月2回	(有害ごみ含む) 月2回
有害ごみ	月1回	月1回	月1回	月1回	—
資源物	びん・缶	不燃系資源物として収集 月2回	月2回	月2回	資源物として収集 月2回
	ペットボトル		月2回	資源物として収集 月2回	
	新聞紙	可燃系資源物として収集 月1回	月2回		
	段ボール		月2回		
	雑誌・雑紙		月2回		
	衣類・古布		月1回		
剪定枝	木の幹 長さ50cmまで、太さ10cmまで 木の束 長さ50cmまで、直径30cmまで 枝葉 長さ50cmまで 月1回	太さ10cmまで 1mに切り束ねる 月2回	太さ10cmまで 1mに切り束ねる 月2回	太さ10cm以下 長さ60cm以下 月2回	
粗大ごみ	1辺が50cm以上			1辺が60cm以上	

中央清掃センターのごみの組成（割合）について（2020年度）

中央清掃センター（焼却施設）のごみの内訳について分析した結果になります。なお、分析方法については各市町のステーションから収集されたごみを施設に搬入した後に、下記の分類で分けた割合となります。過去（平成30年）に行ったごみの分析とは調査方法（地区別、分類区分）が異なるため比較はできません。

単位：%

